

動物の愛護及び管理に関する法律の改正について

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
室長補佐 今西 保

1 動物愛護管理法の改正の概要

平成 24 年 9 月 5 日に、動物愛護管理法(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号))の一部を改正する法律(以下、「改正法」という。)が公布され、周知期間の経過後、平成 25 年 9 月 1 日に施行されました。この法律は、昭和 48 年に制定され、今回で 3 回目の改正となります。

改正にあたり、環境省では、平成 22 年 8 月から現行制度の見直しを行うため、中央環境審議会動物愛護部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、25 回の議論と 17 万件におよぶパブリックコメントを踏まえて、平成 23 年 12 月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、与野党各党において検討が行われ、平成 24 年 8 月、議員立法による改正法案が国会に提出され、8 月 28 日の衆議院本会議、翌 29 日の参議院本会議において、全会一致で可決成立しました。

主な改正点としては、従来の動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者について、幼齢な犬猫の販売規制、犬猫等健康安全計画の提出義務が追加されたことや、動物の販売時の現物確認、対面説明の義務化、飼養施設を有する非営利の動物取扱いに係る届出制度の創設、所有者責務に終生飼養の徹底等の追加が挙げられます。(図 1)

2 犬猫等販売業者に関する規制の新設

これまで動物取扱業として登録されてきた事業者は、今回の法改正により、第一種動物取扱業者という名称に変更となります。そのうち、特に犬猫を繁殖する業者に対して、生後一定の日数を経た犬猫でなければ、販売や販売のための引き渡し又は展示行為が禁止されることになりました。具体的には、法律の施行から 3 年間は生後 45 日、その後、別に法律で定める日までの間は生後 49 日を経過しない犬猫について、販売、展示等が禁止されました。これは、生まれたばかりの幼齢の犬猫は、親兄弟とのふれあいを通じて社会化が促進されるため、その期間をきちんと確保しようというものです。この期間を生後 56 日までにする時期については、法施行後 5 年以内に、科学的知見等より検討し、その結果に基づき速やかに定めることとなっています。

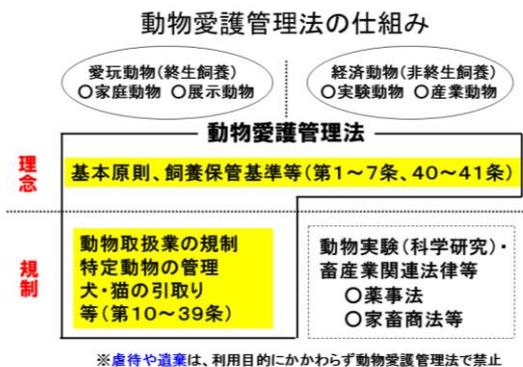


図 1. 「動物愛護管理法の仕組み」

また、犬猫等の販売業者に対して、幼齢な犬猫の健康や安全を守るための体制整備や、販売が困難となった犬猫等の扱いを記した「犬猫等健康安全計画」の提出が義務づけられた他、所有している犬猫等の個体毎の状況について帳簿に記載して保存することや、所有状況について都道府県へ定期的に報告することなどが義務づけられました。

なお、幼齢な犬猫の健康や安全を確保するために、日頃より獣医師等と適切に連携する必要があります。(図2)

<日齢規制の経過措置>

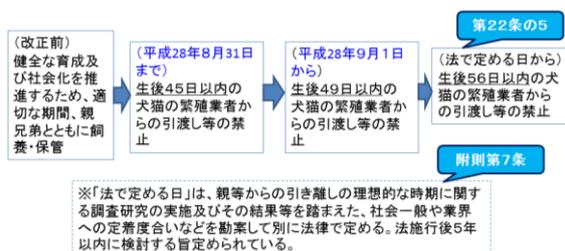


図2. 「日齢規制の経過措置」

3 現物確認・対面説明の義務付け

インターネット等による生体の通信販売では、現物を確認しないことやしっかりした説明を受けないことにより、購入後にトラブルとなるケースがあったことから、改正法では、第一種動物取扱業者（哺乳類、鳥類、爬虫類の販売を業として営む者）は、販売に際してあらかじめ、購入しようとする者に販売する動物の現状を直接見せるとともに、対面で、その動物の特性や状態に関する情報等を説明しなければならないこととされました。

なお、インターネット等の通信販売そのものが規制されるわけではありませんが、この場合であっても、契約前に現物確認、対面説明が求められます。

4 第二種動物取扱業の創設

今回の法改正においては、動物の取扱いを行う者であって、第一種動物取扱業以外の者について、一部で不適切な動物の取扱いが指摘されたため、飼養実態を把握すること等を目的として新たに届出制が導入されました。届出対象となるのは、非営利で譲渡、保管、貸出し、訓練、展示を業として行う者のうち、飼養施設を有して、一定数以上の動物を飼養する場合（※）であり、主にシェルターを有して譲渡活動等を行う愛護団体や、公園等における動物展示等が対象になります。(図3)

(※) 届出の対象となる飼養頭数

対象動物	対象飼養頭数
大型動物（牛、馬等）、特定動物	3以上
中型動物（犬、猫等）	10以上（大型動物を含む場合も合計10以上）
その他の哺乳類、鳥類、爬虫類	50以上（大型動物、中型動物を含む場合も合計50以上）

5 多頭飼育の適正化

改正法では、都道府県知事は犬猫等を多数飼育している一般飼養者に対して、条例によりその飼養状況等について届出させることができることが明記されました。

また、生活環境が損なわれている事態について、「騒音又は悪臭の発生」「動物の毛の飛散」「多数の昆虫の発生」といった記述を追加し、勧告や命令の判断をより明確化できるよう配慮されています。

さらに、多数の動物の不適切な飼養によって、動物が衰弱する等の虐待につながるおそれがある場合にも、都道府県知事はその飼養者に対して改善勧告や命令をすることができることとされました。

6 犬猫の引取りについて

これまで、都道府県等は犬猫の引取りを求

められたとき、引き取らなければならないこととされていましたが、今回の法改正では、飼い主や動物取扱業者に対し終生飼養の責務が追加されたことを踏まえ、飼っていた犬猫が年を取った、病気になって世話が面倒になった、去勢や不妊手術をせずに生まれた子犬・子猫を飼えなくなったといった終生飼養の責務に反するような理由や動物取扱業者からの引取りに対し、引取りが拒否できるとされました。

また、自治体は引き取った犬猫をできるだけ元の飼い主に返還したり、新たな飼い主に譲渡するよう努めることが明文化されました。

7 災害対応

東日本大震災により、被災地域の住民のみならずペット等の動物も大きな被害を受けました。こうした状況を受け、今回の法改正にあたっては災害時の対応についても、主に次の2つの規定が盛り込まれました。

ひとつには、都道府県が定める「動物愛護管理推進計画」に災害時の動物の適正な飼養及び保管に関する施策を盛り込むこととされました。もうひとつには、動物愛護推進員の活動として、災害時における国や都道府県が実施する動物の避難、保護活動への協力が付け加えられました。

動物愛護推進員は、平成11年の改正法により設けられた制度です。ひろく動物の適正飼養を推進するためには、民間の専門家や有識者が、行政と連携しながら活動することが重要であることから設置されたものです。

8 獣医師による通報

動物の殺傷や虐待を外部から発見することには難しい一面があります。

改正法では、獣医療行為等において、動物の殺傷や虐待を発見する可能性の高いと考えられる獣医師に対し、発見した場合には都道府県知事や警察署など関係機関への通報に努めることとされました。

9 罰則の強化

改正法では、愛護動物の殺傷や虐待、無登録での動物取扱業の営業、無許可での特定動物の飼養に対するものなど、従来の罰則が全体的に強化されました。

また、これまで罰則の対象となる虐待について、「みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる」という記述でしたが、虐待の定義の明確化が求められていたことから、改正法では、酷使、拘束、疾病の放置、不衛生な環境での飼養等の具体的な事例が明記されました。

10 今後の動物愛護管理について

改正法を踏まえ、動物愛護管理法に基づき国が策定している動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針も改正されました。改正された基本指針においては、平成35年度までに、都道府県等における犬及び猫の引取り数について平成16年度比75%減となる概ね10万頭まで削減し、殺処分率の更なる減少を目指す取組をさらに推進していくことが求められています。

また、所有明示措置として、皮下に埋め込むため、名札や首輪のように外れたり、取れたりする心配のないこと、また、平常時の逸走だけでなく、緊急災害時で行方不明になった場合でも発見が容易になることから、マイクロチップの普及促進が求められています。

(図4、図5)

動物取扱業の主な改正点

<改正前>

【動物取扱業】

(販売、保管、貸出、訓練、展示等)

遵守基準
登録の拒否・取消
動物取扱責任者の選任
勧告及び命令
報告徴収・立入検査 等

→都道府県知事等への登録

<改正後>

【第一種動物取扱業】

犬猫等販売業者(販売のために繁殖する場合を含む)
追加義務: 1) 犬猫の生後56日以内(施行後3年間は45日、その後法律で定める間は49日)の繁殖業者からの引渡しの禁止
2) 犬猫等健康安全計画の策定
3) 所有状況の帳簿記載と報告
4) 獣医師との連携確保 等

その他の動物取扱業者

・販売時の対面説明・現物確認
・感染性の疾病の予防、販売が困難になった場合の譲渡しを努力義務として明記

→都道府県知事等の登録

新設

【第二種動物取扱業】

飼養施設を有する営利性のない動物の取扱い
(動物愛護団体の譲渡活動や公園展示など)

※ 取扱う動物の種類・数、飼養施設の構造・規模、管理方法等を届出

※ 基準遵守、勧告・命令、立入検査等の規定を設ける

→都道府県知事等への届出

図3. 「動物取扱業の主な改正点」

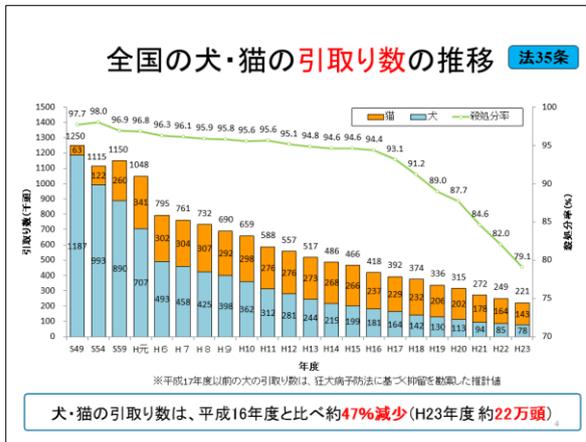


図4. 「全国の犬・猫の引き取り数の推移」

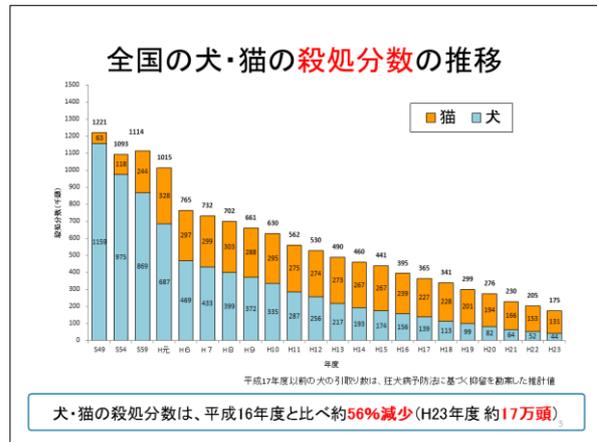


図5. 「全国の犬・猫の殺処分数の推移」